

○ 「平成 27 年度宇美町新庁舎基本構想策定業務委託」に係る質問・回答（平成 27 年 7 月 30 日分）

	質問	回答
1	仕様書 3 業務の詳細(1)②住民の意向の把握がありますが、既に貴町で調査している結果を整理するのでしょうか。それとも本調査で行う⑧住民意向調査を指すのでしょうか。	⑧に示す住民意向調査にて把握していただきます。
2	仕様書 3 業務の詳細(1)③導入機能について、例えば他の公共施設との合築など、既に貴町で想定されている導入機能はあるのでしょうか。	現在のところ、特段の想定はありません。
3	仕様書 3 業務の詳細 (1) ④イでは新庁舎の建設が可能な候補地を複数設定とありますが、既に貴町で想定している場所があればご教示ください。また、想定候補地がある場合は町有地または民地のどちらでしょうか。民地の場合は地権者との協議はどのような状況でしょうか。	現地の他は特段のものはありませんが、他の町有地を活用できればと考えています。ただし、現地以外に庁舎用地として利用できる面積を有する遊休地は存在しません。 したがいまして、十分な面積を有する行政財産の現在の用途を廃止したもの又は遊休地と隣接する民地を購入して面積を確保したものを対象として検討しなければなりません。 これらについては、基本構想策定の段階で抽出し、検討することとなります。 申し訳ございませんが、現時点ではこの程度の回答となります。
4	仕様書 3 業務の詳細 (1) ⑥国土交通省 VFM 簡易計算ソフトの活用がありますが、それ以外の方法により簡易 VFM を算定してもよろしいでしょうか。	それ以外の方法が国土交通省 VFM 簡易計算ソフトと同等以上の正確性等を有するものであることが明らかであれば、可能です。
5	仕様書 3 業務の詳細 (1) ⑧住民意向調査における対象者の抽出は貴町が行い、受託者にラベルを提供していただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。
6	供用開始の時期（スケジュール）の想	あくまでも未確定ですが、平成 33 年

	定がありましたらご教示ください。	度に供用開始できればと考えています。
7	事業者選定審査要綱について、評価の視点についてご教示ください。	<p>評価の基準等については、社会通念上当然統一すべきもの(例えば見積額に対する判断等)はありますが、原則的には、選定委員各自の判断によることとしています。したがいまして、公表できるようなものは存在しません。</p> <p>なお、審査は、提出された企画提案書に記載された内容及びヒアリング時のやり取り等のみを対象としていますので、念のため申し添えます。</p>
8	既往の検討資料がありましたら貸し出しをお願いします。	申し訳ございませんが、公表できるようなものは存在しません。
9	仕様書3業務の詳細（1）③ア付帯施設とはどのような施設でしょうか。新庁舎整備にあわせて別の公共施設を整備（例えば図書館を合築するなど）するとということでしょうか。	<p>求められる機能に必要な庁舎以外の施設となります。</p> <p>現状では、車庫や倉庫程度のものを想定しています</p>
10	仕様書3業務の詳細（1）⑦府内検討会等の「等」とは何を指していますでしょうか。また、どのようなメンバーで構成される予定でしょうか。想定されている開催のスケジュールはありますでしょうか。	<p>検討会に付帯する部会、議会常任委員会その他の必要に応じて開催される会議が考えられます。</p> <p>部会の構成員は職員になりますが、「必要に応じて開催される会議」については、現段階では明確な回答はできません。</p> <p>開催スケジュールについては、受託者決定後に調整したいと考えています。</p>
11	参考資料（1）⑤府内外検討会とは、どのようなメンバーで構成される会議体でしょうか（府内の委員と町民や学識などが一つの会議体を構成するイメージでしょうか）。	お見込のとおりです。
12	参考資料（1）⑤府内外検討会では、謝金の支払いは含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。